

令和2年度

教育委員会定例会
(3月)

令和3年3月18日(木)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和3年3月18日（木） 午後3時
場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- (1) 議案第46号 鹿屋市新入生入学準備応援給付金給付事業実施要綱の制定について (P 2)
- (2) 議案第47号 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱の制定について (P 5)
- (3) 議案第48号 鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部改正について (P 9)
- (4) 議案第49号 鹿屋市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について (P 12)
- (5) 議案第50号 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について (P 15)
- (6) 議案第51号 鹿屋市立学校管理規則等の一部改正について (P 18)
- (7) 議案第52号 鹿屋市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程等の一部改正について (P 21)
- (8) 議案第53号 鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱等の一部改正について (P 24)
- (9) 議案第54号 鹿屋市王子遺跡資料館条例施行規則の一部改正について (P 27)
- (10) 議案第55号 鹿屋市公民館条例施行規則等の一部改正について (P 30)
- (11) 議案第56号 令和2年度教育委員会点検・評価について (P 34)

5 報 告

- (1) 鹿屋市議会3月定例会の一般質問について (P 35)
- (2) 令和3年度生 鹿屋市立鹿屋看護専門学校の入試結果について (P 44)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第46号

鹿屋市新入生入学準備応援給付金給付事業実施要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経済的に厳しい環境に置かれた小学校、中学校及び特別支援学校の新入生がいる世帯に対する鹿屋市新入生入学準備応援給付金給付について、教育長の臨時代理によって市長に意見を申し出たので、報告し承認を求めるものである。

鹿屋市新入生入学準備応援給付金給付事業実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により経済的に厳しい環境におかれた小学校、中学校及び特別支援学校の新入生のいる世帯に対して、鹿屋市新入生入学準備応援給付金（以下「新入生応援給付金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新入生 令和3年度に新たに1年生として小学校、中学校及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）に入学する者をいう。
- (2) 給付対象者 新入生の属する世帯の世帯主又は養育している者であって、令和3年4月6日時点において、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

（新入生応援給付金の給付等）

第3条 市は、この要綱の定めるところにより、給付対象者に対し、新入生応援給付金を給付する。

- 2 前項の規定により給付対象者に対して給付する新入生応援給付金の額は、新入生1人につき1万円とする。

（申請の方法及び給付の決定）

第4条 給付対象者は、鹿屋市新入生入学準備応援給付金給付申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに給付を決定し、給付対象者に対して新入生応援給付金を給付する。

（給付対象者に対する給付の方式）

第5条 給付対象者に対する給付は、申請書に記載されている指定振込口座に振り込むことにより行う。

（不当利得の返還等）

第6条 市長は、給付対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、新入生応援給付金の給付の決定を取り消し、又は既に給付した新入生応援給付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 給付対象者としての要件を欠いた場合
- (2) 偽りその他不正の手段により新入生応援給付金の給付を受けたと認めた場合

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第7条 新入生応援給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第6条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記様式（第4条関係）

鹿屋市新入生入学準備応援給付金給付申請書

鹿屋市長 様

鹿屋市新入生入学準備応援給付金の給付を受けたいので、鹿屋市新入生入学準備応援給付金給付事業実施要綱第4条の規定により、申請します。

年 月 日

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

連絡先 () _____

1 給付金の対象となる新入生

学 校 名	氏 名	生 年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

2 指定振込口座

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		

議案第 47 号

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱の制定について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、本市の小学校及び中学校が実施を予定していた修学旅行の中止により発生したキャンセル料に対し、予算の定めるところにより交付する補助金について、教育長の臨時代理によって市長に意見を申し出たので、報告し承認を求めるものである。

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市が設置する小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）が実施を予定していた修学旅行の中止に伴って発生するキャンセル料に対し、予算の定めるところにより鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 修学旅行 鹿屋市立学校管理規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第7号）第61条に規定する校外における行事として、小中学校の校長が定める修学旅行をいう。

(2) キャンセル料 新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止したことに伴い、修学旅行に参加予定であった児童生徒又はその保護者が負担することとなる交通費、宿泊費その他修学旅行の中止に伴って生じた経費をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、修学旅行に参加予定であった児童生徒の保護者とする。

（補助対象経費及び補助の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、キャンセル料とする。

2 補助金の額は補助対象経費の全額とし、予算で定める額以内とする。ただし、補助対象経費の額が1,000円未満であるときは、補助金の対象としない。

3 前項の場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請等の委任）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金の交付の申請並びに請求及び受領に関する権限を、当該補助対象者に係る児童生徒が所属する小中学校の学校長（以下「補助金受任者」という。）へ委任するものとする。

2 前項の規定による委任は、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付申請等委任状（別記第1号様式）を補助金受任者に提出することにより行うものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月8日から施行し、令和2年度以後に発生したキャンセル料から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

補助金受任者

学校長

様

（委任者）

住 所

氏 名

連絡先

印

年度 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付申請等委任状

修学旅行の中止に伴う鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付を受けたいので、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり提出します。

記

1 補助に係る児童生徒

学校名	学年	氏名	生年月日
			年 月 日
			年 月 日

2 委任事項

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付の申請並びに請求及び受領に関する一切の権限について、学校長に委任します。

3 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏名		

第 年 月 日
年 月 日

様

鹿屋市長

回

年度 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金について、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第6条の規定により審査した結果、下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付決定及び交付確定に付した条件

- (1) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (2) この補助金の使途については、市が調査を行い、報告を求めることがある。
- (3) 鹿屋市補助金等交付規則の規定に従うこと。

議案第48号

鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政手続きにおける押印の見直しを行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部を改正する規則
(鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部改正)

第1条 鹿屋市学校教職員住宅管理規則（平成18年鹿屋市規則第205号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式及び別記第4号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

押印の廃止又は省略にかかる一部改正

【教育総務課】

鹿屋市学校教職員住宅管理規則の一部改正について

- ・ 第1号様式（第5条関係）＜教職員住宅入居申込書＞
- ・ 第3号様式（第7条関係）＜教職員住宅入居届＞
- ・ 第4号様式（第8条関係）＜教職員住宅退居届＞

議案第 49 号

鹿屋市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政手続きにおける押印の見直しを行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校施設使用料条例施行規則の一部を改正する規則
(鹿屋市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正)

第1条 鹿屋市立学校施設使用料条例施行規則（平成25年鹿屋市教育委員会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

押印の廃止又は省略にかかる一部改正

【教育総務課】

鹿屋市立学校施設使用料条例施行規則の一部改正について

- ・別記様式（第2条関係）〈学校施設使用料還付申請書〉

議案第 50 号

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政手続きにおける押印の見直しを行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則

(鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正)

第1条 鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年規則第206号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第9号様式、別記第12号様式及び別記第13号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

押印の廃止又は省略にかかる一部改正

【学校教育課】

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について

- ・ 第4号様式（第7条関係）＜休学・復学・転校・退学届＞
- ・ 第5号様式（第7条関係）＜授業料の減免・減免取消届＞
- ・ 第6号様式（第7条関係）＜住所・保証人・その他事項の変更届＞
- ・ 第7号様式（第7条関係）＜教奨学資金貸与辞退願＞
- ・ 第8号様式（第7条関係）＜奨学生死亡届＞
- ・ 第9号様式（第7条関係）＜留年届＞
- ・ 第12号様式（第10条関係）＜奨学資金返還猶予願＞
- ・ 第13号様式（第11条関係）＜奨学資金返還免除願＞

議案第 51 号

鹿屋市立学校管理規則等の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政手続きにおける押印の見直しを行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校管理規則等の一部を改正する規則

(鹿屋市立学校管理規則の一部改正)

第1条 鹿屋市立学校管理規則（平成18年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第4号様式、別記第7号様式、別記第8号様式、別記第11号様式、別記第16号様式、別記第17号様式、別記第29号様式及び別記第30号様式中「印」を削る。

(鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則（平成18年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

(鹿屋市立高等学校授業料減免規則の一部改正)

第3条 鹿屋市立高等学校授業料減免規則（平成18年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「印」を削る。

(鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料減免規則の一部改正)

第4条 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料減免規則（平成18年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「印」を削る。

(鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正)

第5条 鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則（平成20年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「印」を削る。

(鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正)

第6条 鹿屋市立学校給食センター条例施行規則（平成22年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

押印の廃止又は省略にかかる一部改正

【学校教育課】

(1) 鹿屋市立学校管理規則の一部改正について

- ・ 第1号様式（第3条関係）＜児童生徒の住所変更について（届出）＞
- ・ 第4号様式（第7条関係）＜就学すべき学校の指定の変更について（申立て）＞
- ・ 第7号様式（第8条関係）＜区域外就学について（届出）＞
- ・ 第8号様式（第9条関係）＜区域外就学について（お願い）＞
- ・ 第11号様式（第10条関係）＜学齢児童（生徒）の退学について（届出）＞
- ・ 第16号様式（第15条関係）＜就学義務猶予（免除）について（願出）＞
- ・ 第17号様式（第16条関係）＜就学義務猶予（免除）理由消滅について（届出）＞
- ・ 第29号様式（第76条関係）＜赴任延期願について＞
- ・ 第30号様式（第78条関係）＜営利企業等の従事許可について（申請）＞

(2) 鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則の一部改正について

- ・ 第1号様式（第4条関係）＜学区外高等学校入学志願許可申請書＞
- ・ 第2号様式（第4条関係）＜高等学校入学志願学区指定申請書＞

(3) 鹿屋市立高等学校授業料減免規則の一部改正について

- ・ 第2号様式（第3条関係）＜家庭状況調＞
- ・ 第3号様式（第3条関係）＜所得額及び市町村民税負担額等証明願＞

(4) 鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料減免規則の一部改正について

- ・ 第1号様式（第3条関係）＜授業料免除（減額）申請書＞
- ・ 第2号様式（第3条関係）＜家庭調書＞

(5) 鹿屋市立鹿屋看護専門学校学則の一部改正について

- ・ 第4号様式（第14条関係）＜退学・転学願＞
- ・ 第5号様式（第15条関係）＜休学願＞
- ・ 第6号様式（第16条関係）＜復学願＞
- ・ 第7号様式（第17条関係）＜転入学願＞

(6) 鹿屋市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について

- ・ 別記様式（第6条関係）＜学校給食申込書（一般用・試食用）＞
- ・ 第11号様式（第16条関係）＜学校給食用物資納入業者指定願＞

議案第 52 号

鹿屋市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程等の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政手続きにおける押印の見直しを行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程等の一部を改正する規程
(鹿屋市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程の一部改正)

第1条 鹿屋市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程（平成18年教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(鹿屋市立学校事務処理規程の一部改正)

第2条 鹿屋市立学校事務処理規程（平成18年教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「申請者印」の欄を削る。

別記第2号様式中「申請者印」の欄を削り、「報告者確認印」を「報告者確認」とする。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「職名 氏名 印」を「職名 氏名」とする。

別記第4号の2様式中「本人確認印」の欄を削る。

別記第5号様式、別記第9号様式及び別記第10号様式中「印」を削る。

別記第12号様式中「㊟」を削る。

別記第18号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

押印の廃止又は省略にかかる一部改正

【学校教育課】

(1) 鹿屋市立学校職員の私有車の公務使用の承認等に関する規程の一部改正について

- ・別記様式（第3条関係）＜私有車使用承認申請書＞

(2) 鹿屋市立学校事務処理規程の一部改正について

- ・第1号様式（第4条関係）＜別勤命令簿＞
- ・第2号様式（第4条関係）＜研修承認簿＞
- ・第3号様式（第4条関係）＜研修計画書＞
- ・第4号様式（第4条関係）＜研修報告書＞
- ・第4号の2様式（第4条の2関係）＜週休日振替簿（土曜授業関係）＞
- ・第5号様式（第7条関係）＜氏名変更届＞
- ・第9号様式（第9条関係）＜休職願＞
- ・第10号様式（第9条関係）＜療養休暇願＞
- ・第12号様式（第11条関係）＜復職願＞
- ・第18号様式（第23条関係）＜文書送達簿＞

議案第 53 号

鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱等の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政手続きにおける押印の見直しを行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱等の一部を改正する要綱

(鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱の一部改正)

第1条 鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱（平成18年教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」を削る。

(鹿屋市立学校給食センター運営要綱の一部改正)

第2条 鹿屋市立学校給食センター運営要綱（平成22年教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式中及び別記第11号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

押印の廃止又は省略にかかる一部改正

【学校教育課】

- (1) 鹿屋市小規模校入学特別認可制度実施要綱の一部改正について
 - ・ 第1号様式（第4条関係）＜入学・転入学申込書＞
- (2) 鹿屋市立学校給食センター運営要綱の一部改正について
 - ・ 第8号様式（第14条関係）＜食物アレルギー等対応食実施申請書＞
 - ・ 第11号様式（第16条関係）＜学校給食用物資納入業者指定願＞

議案第 54 号

鹿屋市王子遺跡資料館条例施行規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政手続きにおける押印の見直しを行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市王子遺跡資料館条例施行規則の一部を改正する規則

(鹿屋市王子遺跡資料館条例施行規則の一部改正)

第1条 鹿屋市王子遺跡資料館条例施行規則(平成18年1月1日規則第209号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」及び別記第2号様式中「印」を削る。

(鹿屋市輝北歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

押印の廃止又は省略にかかる一部改正

【生涯学習課】

鹿屋市王子遺跡資料館条例施行規則の一部改正について

- ・第1号様式（第4条関係）〈王子遺跡資料館展示品等館外貸出承認申請書〉
- ・第2号様式（第5条関係）〈王子遺跡資料館資料損傷（滅失）届出書〉

議案第 55 号

鹿屋市公民館条例施行規則等の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和3年3月18日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

行政手続きにおける押印の見直しを行うため、本案を提出するものである。

鹿屋市公民館条例施行規則等の一部を改正する規則

(鹿屋市公民館条例施行規則の一部改正)

第1条 鹿屋市公民館条例施行規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「印」を削る。

(鹿屋市学習等供用施設条例施行規則の一部改正)

第2条 鹿屋市学習等供用施設条例施行規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第27号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「印」を削る。

(鹿屋市高隈地区交流促進センター条例施行規則の一部改正)

第3条 鹿屋市高隈地区交流促進センター条例施行規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第28号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「印」を削る。

(鹿屋市立図書館条例施行規則の一部改正)

第4条 鹿屋市立図書館条例施行規則(平成18年1月1日教育委員会規則第29号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「印」を削る。

(鹿屋市校区公民館条例施行規則の一部改正)

第5条 鹿屋市校区公民館条例施行規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「印」を削る。

(鹿屋市輝北コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第6条 鹿屋市輝北コミュニティセンター条例施行規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第10条中「コミュニティセンター使用料還付申込書」を「コミュニティセンター使用料還付申請書」に改める。

別記第5号様式中「印」を削る。

(鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例施行規則の一部改正)

第7条 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例施行規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式中「印」を削る。

(鹿屋市文化会館条例施行規則の一部改正)

第8条 鹿屋市文化会館条例施行規則(平成18年1月1日教育委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「印」を削る。

(鹿屋市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第9条 鹿屋市文化財保護条例施行規則(平成18年教育委員会規則第35号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」、別記第6号様式中「印」、別記第9号様式中「印」、別記第10

号様式中「印」、別記第11号様式中「印」、別記第12号様式中「印」、別記第13号様式中「印」、別記第14号様式中「印」、別記第16号様式中「印」、別記第17号様式中「印」、別記第19号様式中「印」及び別記第20号様式中「印」を削る。

(鹿屋市輝北歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正)

第10条 鹿屋市輝北歴史民俗資料館条例施行規則（平成18年教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印」、別記第2号様式中「印」、別記第5号様式中「印」及び別記第6号様式中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

【生涯学習課】

- (1) 鹿屋市公民館条例施行規則の一部改正について
 - ・第5号様式（第11条関係）〈公民館使用料還付申請書〉
- (2) 鹿屋市学習等供用施設条例施行規則の一部改正について
 - ・第5号様式（第9条関係）〈学習センター使用料還付申請書〉
- (3) 鹿屋市高隈地区交流促進センター条例施行規則
 - ・第5号様式（第9条関係）〈交流促進センター使用料還付申請書〉
- (4) 鹿屋市立図書館条例施行規則の一部改正について
 - ・第4号様式（第16条関係）〈視聴覚機材、教材貸出票〉
- (5) 鹿屋市校区公民館条例施行規則の一部改正について
 - ・第5号様式（第9条関係）〈校区公民館使用料還付申請書〉
- (6) 鹿屋市輝北コミュニティセンター条例施行規則の一部改正について
 - ・第5号様式（第10条関係）〈コミュニティセンター使用料還付申請書〉
- (7) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館条例施行規則の一部改正について
 - ・第5号様式（第13条関係）〈振興会館使用料還付申請書〉
- (8) 鹿屋市文化会館条例施行規則の一部改正について
 - ・第7号様式（第12条関係）〈鹿屋市文化会館使用料還付申請書〉
- (9) 鹿屋市文化財保護条例施行規則の一部改正について
 - ・第1号様式（第2条関係）〈指定同意書〉
 - ・第6号様式（第6条関係）〈指定書（認定書）再交付申請書〉
 - ・第9号様式（第8条関係）〈管理責任者選任（解任）届書〉
 - ・第10号様式（第9条関係）〈所有者変更届書〉
 - ・第11号様式（第10条関係）〈氏名等変更届書〉
 - ・第12号様式（第11条関係）〈滅失損傷等届書〉
 - ・第13号様式（第12条関係）〈所在の場所変更届書〉
 - ・第14号様式（第13条関係）〈現状変更等許可申請書〉
 - ・第16号様式（第13条関係）〈現状変更等完了報告書〉
 - ・第17号様式（第14条関係）〈現状変更等届書〉
 - ・第19号様式（第16条関係）〈補助金交付申請書〉
 - ・第20号様式（第17条関係）〈所在等の異動届書〉
- (10) 鹿屋市輝北歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について
 - ・第1号様式（第7条関係）〈輝北歴史民俗資料館資料寄贈申請書〉
 - ・第2号様式（第7条関係）〈輝北歴史民俗資料館資料寄託申請書〉
 - ・第5号様式（第11条関係）〈輝北歴史民俗資料館展示品等館外貸出承認申請書〉
 - ・第6号様式（第13条関係）〈輝北歴史民俗資料館資料損傷（滅失）届出書〉

議案第 56 号

令和 2 年度教育委員会点検・評価について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第 2 号)第 10 条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和 3 年 3 月 18 日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和 2 年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価をするため、本案を提出するものである。

1	成人式について	会派名	政経・未来
<p>【質問の要旨】 ○成年年齢が2022年4月から現行の20歳から18歳に引き下げられる。本市において今後の成人式をどのように実施されるか。</p> <p>【答弁の要旨】 ○成年年齢引き下げの法改正が行われ、20歳を対象として行われていた成人式をどのようにするか議論が始まったことから、教育委員会では国等のアンケート結果や、県内各市町村の動向を参考にし、教育委員の意見等を聞きながら、成人式の実施方法について検討してきた。</p> <p>その結果、国等のアンケートでも約95%の市区町村が20歳で実施する予定であることや、18歳で実施した場合は、特に、大学等の入試や就職活動を控える高校3年生が対象となることから、対象者や保護者の精神的且つ経済的な負担が大きくなることが懸念される。</p> <p>以上のようなことから、例えば、「20歳を祝う式」等のような名称に変更して、従来どおり20歳で実施したいと考えている。</p>			

2	デジタル教科書による学習指導について	会派名	政伸クラブ
<p>【質問の要旨】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① デジタル教科書による学習指導に移行した場合の教育的メリット・デメリット及び健康に与える影響についてどのように考え、どう対応するのか ② 本を読み、文章を書き、物事について考える力を養う教育の基本がおろそかになるおそれはないか。 ③ 教科書は、デジタル化にそぐわないとする意見もあるがどう考えるか。 ④ 紙を基本に、デジタルは学習効果を高める補完的な役割として、相乗効果を図るべきと考えるがどうか ⑤ 教員の指導力育成と学習スタイルの確立について、どう検討されているのか。 ⑥ タブレット端末に要する保守メンテナンス、機種更新に係る時期・経費等はどうか試算し、どのように対応するのか。 <p>【答弁の要旨】 ①～④について一括答弁 ○学習者用デジタル教科書については、国の計画では令和6年度の小学校の教科書改訂と同時に本格導入する予定となっている。学習者用デジタル教科書の主なメリットは、①動画や音声の再生、書き込みや音声読み上げ、文字拡大など多くの機能によって、特別な支援が必要な児童生徒はもとより、全ての児童生徒の理解を深められるということ。②一人一人の興味関心や習熟度に応じた学習を進められるようになること、などがある。</p> <p>課題としては、長時間使用による目への影響や、デジタル教科書使用そのものが目的となるなどの学習スタイルの偏りによる、例えば書く力や読解力等、教育の基本的な部分の低下への懸念などがある。</p> <p>このような課題に関しては、活用する時間や学習スタイル等を実践研究する学校</p>			

を指定し、そこでの成果を鹿屋市内の全小中学校に広めてまいりたい。

デジタル教科書は、動画や音声の再生等に加え、多くの情報が得られるため、児童生徒の理解を深めること、また、一人一人に対応した学習を進められること、タブレットを用いて楽しく学習ができること、などのよさがある。

一方、紙の教科書は、①文章が読みやすく、全体の概要が理解しやすい ②書き込みの自由度が高く、学習者の工夫がしやすい③五感を駆使した使用で、内容の理解に加え、愛着や丁寧な扱いなど心の醸成に役立つ ④操作に気をとられることなく、学習に集中できる、といったようなよさがある。

このように、両方の教科書にそれぞれの特性があることから、これらの特性を生かして、お互い補完しながらバランスよく使用することが、大切である。

いずれにしても、これらの教科書を活用して授業を行うのは一人一人の教員であることから、紙の教科書とデジタル教科書を上手に組み合わせた質の高い授業が行われるよう、指導方法等に関する研修会を実施したり、研究指定校における成果を全ての学校に還元したりして、新しい時代の優れた教育活動が各学校で展開されるよう取り組んでいく。

○タブレット端末の保守メンテナンスについては、納品後3年間は、バッテリーの容量が80%未満に劣化した場合、無償交換するほか、過失や事故によるタブレットの損傷にも年2回まで対応する保守契約を結び、これらのトラブル等に迅速に対応できるよう納品業者によるサポート体制の構築を図っている。

次に、機器更新の時期については、4年から5年での更新が一般的だが、今回、導入のタブレットと同程度の機種へ更新した場合、1台当たり65,000円、小中合わせて9学年で総額6億円以上の多額の費用が必要となる。

このようなことから、現段階では、国の機種更新に関する財政支援等が不明確なことから、一斉更新ではなく学年を分けた段階的な更新を視野にいれながら、国に対して財政支援の要望等を行いながら、更新時期については慎重に検討していく。

3	学校再編・規模適正化について	会派名	政伸クラブ
----------	-----------------------	-----	-------

【質問の要旨】

○複式学級は、子どもの教育環境上、好ましくないと思われるので、早急に複式学級を解消すべきである。

【答弁の要旨】

○学校再編及び学校規模適正化の基本的な考え方は、完全複式学級解消の見込がない学校は、学校統合などの学校規模適正化の取組を検討し、「鹿屋市学校再編実施計画」に基づき、輝北地区、花岡地区、吾平地区、高須・浜田地区の再編を進めてきた。

これまでの過小規模校の保護者との意見交換の中では、教員の目が行き届き、一人ひとりを大切にされた教育がなされることや、学校行事等に地域の方々が積極的に協力してくださるなど、小規模校の良さなどの意見がある一方、児童生徒が少ないため、団体競技が成立しにくいことや、討論などの学習、多様な考えに触れる機会が少ないなど、保護者間でも様々な意見がある。

また、地域の方々の中には、学校がなくなると地域が疲弊し、過疎化が進む、地域から公共施設等がなくなるのではないかとといったような学校再編に慎重な意見もある。

過去に統合した過小規模校の児童生徒を対象とするアンケートを実施したところ、大人数での授業が楽しい、友達と楽しく過ごせる時間が増えた、部活動が充実しているなど、概ね肯定的な意見が多くみられた。

現在、過小規模校では、ICTを活用した、オンライン交流学习の試みや、近隣の学校との合同学習など、様々な取組を行っておりますが、日常的に多様な価値観の中での対話を通じ、子どもたちの成長を促すために必要な一定規模の学習集団の中で教育を受けられる環境を整備することは重要であると考えている。

本市の児童生徒数は、令和4年度をピークに減少に転じることが推計されていることから、来年度、今後の学校再編及び学校規模適正化の進め方について、学校、PTA等の関係者や地域代表者等から構成される学校規模適正化検討委員会を設置し、基本的な方針等を策定する予定としており、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、学校規模適正化に取り組んでいく。

4-1

コロナ禍に打ち克つ「自学」の勧めについて

会派名

至誠・公明

【質問の要旨】

○国の「GIGAスクール構想」に基づくタブレット一人1台整備に関する本市のスケジュールとその教育方針について

【答弁の要旨】

○本市としては、これまで各学校で実践している電子黒板の利活用をベースに一人一台タブレットを学習の道具の一つとして、いつでも、どこでも積極的に活用したり、各教科等の特質や学習過程を踏まえ、探究的な学習の場面等で効果的に活用したりすることで、子どもたちが自ら進んで学習し、他者と関わり合いながら、考えを共有して対話するなどの質の高い学びの授業改善を進めてまいりたいと考えている。

整備については、通信環境整備とタブレット整備があり、通信環境整備については、LANケーブルの敷設や無線アクセスポイントの設置等はおおむね終了。

次に、タブレット端末の整備については、本年度3月末までに全ての小中学校に計10,564台が整備されることとなっている。

また、これまで操作方法等を含めた教職員の指導力向上については、昨年11月以降、全小中学校教職員を対象に指導主事による「GIGAスクール対応訪問研修会」実施し、一人一台端末・高速通信環境を生かした学びのイメージや導入するソフトの操作体験等を実施したところです。

新年度4月からは全ての小中学校でタブレット端末の扱い方や情報モラル等に関するオリエンテーションを行い、その後、本格的に授業等で活用できるよう計画している。

教育委員会としては、引き続きGIGAスクールサポーター訪問による操作研修や指導主事によるリーダー研修、各教科の授業を想定した授業づくり研修なども実施し、質の高い授業が行われるよう支援していく。

4-2 コロナ禍に打ち克つ「自学」の勧めについて

会派名

至誠・公明

【質問の要旨】

- 35人学級を実施することで、どのような効果が期待できるか。
- 県教委は教員確保のために、やむなく離職した方の積極的な採用を考えているが、どのようなメリット、デメリットがあるのか。

【答弁の要旨】

○この2月、政府は「義務教育標準法」改正の閣議決定を行い、来年度より5年かけて、低学年から順次「35人学級」を導入する見通しとなった。

このことから、これまで以上に一人一人を大切にしたい個に応じた指導の充実が図られると期待される。

一方で、大幅な学級増が見込まれることから、多くの教員確保が課題となる。

県教育委員会は教職経験のある人材を一人でも多く確保するため、育児や介護でやむを得ず離職した方々が復帰しやすくするような取組を始めようとしている。

このことは、各学校に必要な教職員をしっかりと配置することで、子どもたちに質の高い教育を提供するとともに、育児や介護が一段落された方が、再び社会で活躍する環境を整えるという点においても、大変意味のあることだと考えます。

ただ、過去に教職経験があるとはいえ、新学習指導要領やGIGAスクール構想、特別支援教育など、多岐にわたる新たな教育課題に不安を感じる方も少なくないと思われる。

市教育委員会としては、再び教育現場に戻られた教員を含め、新たな教育課題に関する研修の場を設け、指導方法はもとより服務規律を含めた資質向上を図るとともに、相談体制や安心して職務に専念できる職場づくりをサポートするなどして、「全ての子どもたちの可能性を引き出す学校教育」を推進していく。

【質問の要旨】

○近年、児童生徒の読書に関する取組の向上が見て取れる。現状と今後の読書教育及びこの子どもたちの将来像をどのように捉えているのか
 ○IT化で「変換するだけ」の教育で終わる可能性がある。「読み・書き」を補い個性豊かな人材形成に新聞等を活用した「自学」を推奨するが、教育長の見解は。

【答弁の要旨】

○読書活動は、多感で心身ともに大きく成長していく子供たちにとって、豊かな心やみずみずしい感性を育むなど、人格を形成する上で極めて有効であると考えます。また、読書活動を通して身に付く読解力等の資質・能力は、単なる文章内容の読み取りや理解にとどまらず、日常生活の様々な場面で五感を働かせながら状況を正しく理解したり、他者に思いが伝わるように表現したりするなど、社会の中で豊かな人生を送るための重要な資質の一つであると考えます。

現在、各学校においては、

- ・地域の方々や教職員による「読み聞かせ」や「本の紹介」
- ・授業と関連付けて幅広いジャンルの本に親しむ「並行読書」
- ・本を紹介し合う「読書郵便」や読書冊数を競う「読書運動会」
- ・家庭との連携を図りながら、本年度からスタートした「親と子の20分間読書」運動など、様々な工夫を行いながら読書の幅を広げたり、その楽しさや素晴らしさを感じ取れたりするような取組を行っている。

教育委員会としては、将来にわたって自ら進んで本を手にし、対話しながら読み進め、自分の考えを表現するような読書習慣を身に付けた大人へと成長していけるよう、環境の整備と指導の充実に努めていく。

次に、「自学」の取組についてですが、予測困難な社会の中で、次世代を生き抜いていく子供たちが身に付けなければならない資質・能力には、とりわけ、言語能力や問題発見・解決能力、情報活用能力が重要であると考えております。自らテーマを見付け、解決に向けて試行錯誤しながら学習する「自学」の取組は、まさに次世代を生き抜くための資質・能力を育成するための有効な学習の一つであると考えます。

現在、本市の多くの学校で、新聞を教材として活用するNIEの実践や「若い目」「子供のうた」などの新聞投稿に取り組んでいる。

このような新聞等を活用した教育は、情報を多角的に読んだり、自分の考えを表現したりしながら、情報を適切に扱う力や読解力等の育成に資するものと考えている。

また、デジタル化が進むなかで、キーボード入力などの操作スキルについては、情報を収集したり、整理・分析したりする際に欠くことのできない基礎的な情報活用能力の一つであり、発達段階に応じて身に付けていく必要があると考えている。

一方、手で文字を書いたり、文章を声に出して読んだりする活動は、デジタル化の時代においても、思考力や表現力、物事を客観的にみる力などを培う極めて重要な取組であることから、各学校においては、今後も相手や目的に応じた文章を書いたり、学習内容を自分の言葉で記述したりする取組や、教材等の音読・暗唱などの学習を行っていくことになる。

教育委員会としましては、ICT を学習の道具として効果的に活用したり、「読む・書く」活動を大切にしたりしながら主体的に深い学びに向かうたくましい子供たちの育成に努めていく。

5-1 学校給食について

議員名 原田議員

【質問の要旨】

○北部学校給食センターについては運用開始が迫る中、保護者及び学校から説明が不十分であると不満の声が届いている。説明の方法と今後の展開について示されたい。

【答弁の要旨】

○北部学校給食センターについては、本年9月からの供用開始に向けて、現在、施設面や運用面の準備を進めている。

対象校を決定した昨年7月に、市教育委員会から各学校あてに配送対象校について文書で通知したところだが、コロナ禍の中で保護者の方に周知徹底が難しかったこと、市教育委員会としましても保護者の方々を集めての説明会等を開催できなかったことなど、その手続が十分でなかったと考え、本年1月26日から2月17日までの間に、串良地区の6小中学校と配送する給食センター等が変更となる小中学校10校を含めた16校の学校長、PTA会長等に対して、学校給食の基本方針や配送対象校の決定の考え方等について説明し、意見交換を行った。

今回の配送対象校の決定にあたっては、児童生徒へ安全安心な給食を提供することが最も重要であることから、小中学校間のアレルギー対策の円滑な連携を図るため、中学校区を一つの単位として設定したところであり、これを踏まえた上で、南部、北部及び吾平学校給食センターの調理数の上限を超えないこと、現在の学校給食センターの配送対象校の変更を最小限に抑えること等を勘案し、決定した。

意見交換の中で、南部学校給食センターから配送されることとなるが給食は冷めないのかとの意見が出されたところであり、現在、保温性の高い食缶を使用しており、全ての学校に温かい給食を提供できること、また、北部学校給食センターの調理数の上限については、今後の児童生徒数の推移を勘案して設定していること、アレルギー対応を含め、安全で安心な給食の提供を第一に考えた結果であることなど回答したところであり、一定の御理解を得られたものと考えている。

今後、配送する給食センター等が変更となる全ての保護者の皆様へ、意見交換で出された意見への回答やスケジュール等を分かりやすく文書に取りまとめ、学校を通じてお示しすることとしている。

いずれにしても、学校給食においては、安全安心な給食を児童生徒に提供することが最も重要であることから、学校や保護者と十分な連携や情報の提供、説明を重ねながら、対応していく。

5-2 学校給食について

議員名

中馬議員

【質問の要旨】

○北部学校給食センターの運用開始に伴い、本市で採れたものを農家から直接買取り、学校給食で提供する地産地消型学校給食を確立する考えはないか。また、食材を購入するに当たり新しく取り組むことがあれば具体的に示されたい。

【答弁の要旨】

○各学校給食センターでは毎年物資購入計画を策定し、その中で、購入物資の品質形状等を定め、新鮮で衛生的なものを業者が納入している。

地産地消の推進については、鹿屋産、県内産、九州産、国内産と、可能な限り近くの生産地で採れた食材を優先的に活用するように努めるとともに、鹿屋産品調達率35パーセントの目標を定め、令和元年度の実績は31.8パーセントとなっている。

食材購入にあたっては、異物混入や食中毒等のリスク管理の面及び調理時間の制約から

- 食材の品質形状の条件を満たすこと。
 - 1業者又は生産組合等において納入量を確保すること。
 - 納入の指定時間を厳守すること等
- が必要な要件となり、これらを満たしていただければ納入可能。

野菜については、特に大量調理するのに適した形状のものとし、変形、傷、折れ等のない原則として秀以上又はA級の品質良好なものとしている。

今後、北部学校給食センターの運用開始が予定されているが、学校給食の食材購入については、安全、安心を第一に、常に鮮度の良い衛生的なものとし、地場産品を優先的に購入するとともに、子どもたちにおいしい給食を提供することに取り組んでいく。

6	教育行政について	会派名	黎明
<p>【質問の要旨】</p> <p>○鹿屋市第3期教育振興基本計画について、実現に向けての現状と、今後予測される重要課題及び展望を示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○令和元年に策定した鹿屋市第3期教育振興基本計画は、「未来を担う心豊かでたくましい人づくり」を基本理念とする鹿屋市第2期教育大綱に基づき、本市の教育行政を総合的・計画的に進めるための基本計画として策定した。この計画では、2つの基本目標を掲げ、9つの方向性を位置付け、本市の実情に応じた教育行政を推進するための38施策を体系化している。</p> <p>計画初年度の本年度は、基本目標の1つ目の「知・徳・体を調和的に育む教育の推進」におきまして、中学校区ごとの小中一貫教育の推進や学校運営の充実のためのコミュニティ・スクールの推進、JRC活動における「気づき」・「考え」・「実行する」という態度目標の下での学校教育の充実を、全ての小中学校で進めており、また、基本目標の2つ目の「一人ひとりの個性が輝き活躍できる生涯学習社会の実現」におきましては、地域全体で学校教育活動を支援する、かのや学校応援団や鹿屋寺子屋事業の拡充、子どもの読解力を高め、親子の絆を育む「親と子の20分間読書」運動等の推進に努めている。</p> <p>また、計画策定後の大きな動きとして、GIGAスクール構想の下、1人1台のタブレット導入による効果的な教育のあり方や、3年後からとなる小学校の35人学級への対応などが求められている。</p> <p>本市におきましては、これらの課題等の対応も含め、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ICT機器を活用した質の高い教育活動の推進 ② いじめ、不登校対応等心身の健全な育成 ③ 学校施設の長寿命化を含めた良好な教育環境の整備 <p>の3点を今後の重要課題と捉え、国・県の動向や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、目標実現に向けて着実に計画を推進してまいりたい。</p>			

7 学校給食の無償化について	会派名	社会・市民
<p>【質問の要旨】</p> <p>○子育てしやすいまち、未来につながる住みよいまちへの推進事業として学校給食の無償化について取り組む考えはないか。</p>		
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしている。</p> <p>現在の学校給食の保護者負担額については、小学生で年間4万4千円程度、中学生で年間5万3千円程度となっており、年間の給食費の総額は4億4千万円となっている。</p> <p>県内において、学校給食の無償化に取り組んでいる自治体は少数であり、教育委員会としては、すべての児童・生徒に対して学校給食を無償化することは、現時点では、考えていない。</p> <p>しかし、義務教育の円滑な実施という視点から、経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学援助制度において全額給食費を支給しており、令和2年度は、2,321名、24.4%の児童・生徒が援助を受け、年額としては約9,995万円を支給する予定。</p>		

令和3年度生 鹿屋市立鹿屋看護専門学校						
A・B日程 入学試験結果						
					令和3年3月3日(水)現在	
募集定員	30人					
項目	内訳			令和2年度生		
				うち男性数	うち男性数	
志願者数	A日程 推薦選考	指定校推薦	9人	2人	7人	1人
		一般推薦	11人	2人	6人	2人
	A日程 一般選考	社会人地元枠	2人	1人	8人	4人
	小計		22人	5人	21人	7人
	B日程 一般選考	卒業見込者・社会人	34人	3人	34人	10人
	合計		56人	8人	55人	17人
受験者数	A日程 推薦選考	指定校推薦	9人	2人	7人	1人
		一般推薦	11人	2人	6人	2人
	A日程 一般選考	社会人地元枠	2人	1人	8人	4人
	小計		22人	5人	21人	7人
	B日程 一般選考	卒業見込者・社会人	34人	3人	33人	10人
	合計		56人	8人	54人	17人
合格者数	A日程 推薦選考	指定校推薦	9人	2人	7人	1人
		一般推薦	10人	2人	6人	2人
	A日程 一般選考	社会人地元枠	1人	1人	5人	2人
	小計		20人	5人	18人	5人
	B日程 一般選考	卒業見込者・社会人	25人	1人	29人	9人
			B日程一般選考の内訳 合格候補者数:12人 補欠合格者数:13人		B日程一般選考の内訳 合格候補者数:18人 補欠合格者数:11人	
合計		45人	6人	47人	14人	
入学 予定者数 (誓約書提出者数)	A日程 推薦選考	指定校推薦	9人	2人	7人	1人
		一般推薦	10人	2人	6人	2人
	A日程 一般選考	社会人地元枠	1人	1人	4人	1人
	B日程 一般選考	卒業見込者・社会人	9人	1人	13人	3人
	合計		29人	6人	30人	7人
<R3年度生実施分> ①B日程一般選考において、合格者候補者12人、補欠合格者13人を確定 ②合格者候補者12人のうち、3人の辞退申し出あり → 合格候補者9人確定 ③補欠1に繰上合格を通知したが、辞退の申し出あり ④入試委員会において、定数から留年者1人を引いた29人を入学予定者と決定していたため、この時点で誓約書提出者が予定していた定数となった。<二次試験不要>						

